

＜一般委託＞

下町浄化センターほかアスベスト調査業務委託 仕様書

下町浄化センターほかアスベスト調査業務委託に基づく内容は、本仕様書の定めるところによる。

1	目的	本件は、下町浄化センターほかの既存建材についてアスベスト含有分析調査を委託するものである。
2	履行期間	契約の日から令和5年3月15日まで
3	施行場所	横須賀市三春町2丁目1番地ほか4箇所
4	業務内容	別紙特記仕様書のとおり
5	特記事項	別紙特記仕様書のとおり
6	関係法規	別紙特記仕様書のとおり
7	資格要件	本委託を遂行するに当たって必要な資格を有していること
8	契約方法	総価による業務委託契約(一般委託)
9	支払方法	委託料の支払いは、業務完了後一括払いとする。
10	その他事項	この仕様書に定めのない事項又は疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。
11	監督員 連絡先	横須賀市上下水道局技術部下水道施設課 水野 陽太 046-823-7613

グリーン 物品購入 及び 環境配慮 関係	<p>・この業務を施行するにあたって、仕様書でグリーン物品購入の指示がある場合は、横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針に基づく環境物品等を納入すること。また、仕様書で特に指示がない場合で委託代金に物品等の購入経費が含まれている場合は、できるだけこの方針に基づく環境物品等の調達をお願いします。 (上記方針については、本市のホームページ「よこすかのグリーン購入」参照)</p> <p>・本市は、独自の環境マネジメントシステム(YES)により事務事業の環境負荷低減に努めているので、受託者においてもできる限り環境に配慮して業務を執行するようお願いします。</p>
----------------------------------	---

下町浄化センターほか
アスベスト調査業務委託

特 記 仕 様 書

令和4年度

横須賀市上下水道局

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 本件は、石綿障害予防規則第三条第 1 項に基づき、アスベスト等の疑いのある箇所において改築工事が予定されているため、検体の採取及び成分分析を行うことを目的とする。

(場 所)

第 2 条

下町浄化センター	横須賀市三春町 2 丁目 1 番地
追浜ポンプ場	横須賀市追浜本町 2 丁目 1 番地142
久里浜第 2 ポンプ場	横須賀市神明町21番地
馬堀ポンプ場	横須賀市馬堀海岸 1 丁目30番 1 号
深浦ポンプ場	横須賀市浦郷町 5 丁目2931番地

(期 間)

第 3 条 令和 5 年 3 月15日までとする。

第 2 章 委 託 内 容

(業務概要)

第 4 条 すべての検体について、0.1% (重量比) を超えるアスベスト含有の有無を分析すること。検体は以下のとおりとする。

(1) 下町浄化センター：12検体

No.	建屋	階	部屋	建材名	検体数
1	2系水処理棟	2	ブロワ室	内壁材	1 検体
2	2系水処理棟	2	機械室	内壁材	1 検体
3	2系水処理棟	3	消音室	内壁材	1 検体
4	2系水処理棟	—	屋外	外壁塗料	1 検体
5	2系水処理棟	2	機械室	給排気ダクトパッキン	1 検体
6	2系水処理棟	2	ブロワ室	No. 1ブロワ盤 盤内パテ材	1 検体
7	2系水処理棟	2	ブロワ室	No. 1送風機 送風管 パッキン	1 検体
8	2系水処理棟	2	ブロワ室	No. 1送風機 送風管 断熱材	1 検体
9	管理棟	1	ポンプ室	No. 1雨水ポンプ 原動機排気 マニホールド部断熱材	1 検体
10	管理棟	1	ポンプ室	No. 1雨水ポンプ 原動機排気管 パッキン	1 検体
11	管理棟	1	ポンプ室	No. 1雨水ポンプ 原動機排気管 断熱材	1 検体
12	汚泥処理棟	—	屋外	外壁塗料	1 検体

(2) 追浜ポンプ場：3検体

No.	建屋	階	部屋	建材名	検体数
1	—	1	ポンプ室	No. 1雨水ポンプ 原動機排気 マニホールド部断熱材	1 検体
2	—	1	ポンプ室	No. 1雨水ポンプ 原動機排気管 パッキン	1 検体
3	—	1	ポンプ室	No. 1雨水ポンプ 原動機排気管 断熱材	1 検体

(3) 久里浜第2ポンプ場：3検体

No.	建屋	階	部屋	建材名	検体数
1	—	1	ポンプ室	No. 3 雨水ポンプ 原動機排気 マニホールド部断熱材	1 検体
2	—	1	ポンプ室	No. 3 雨水ポンプ 原動機排気管 パッキン	1 検体
3	—	1	ポンプ室	No. 3 雨水ポンプ 原動機排気管 断熱材	1 検体

(4) 馬堀ポンプ場：1検体

No.	建屋	階	部屋	建材名	検体数
1	—	—	ポンプ室 屋外	外壁塗料	1 検体

(5) 深浦ポンプ場：1検体

No.	建屋	階	部屋	建材名	検体数
1	—	—	ポンプ室 屋外	外壁塗料	1 検体

(検査対象)

第 5 条 検査対象とするアスベストは、トレモライト、アクチノライト、アンソフィライト、クリソタイル、アモサイト、クロシドライトの6種類とする。

(分析方法)

第 6 条 分析方法は、建材製品中のアスベスト含有率測定方法（JIS A 1481-1：2016）に基づき、以下の項目について検査を行うこと。

(1) 偏光顕微鏡法による定性分析

(試料採取)

第 7 条 試料採取は『石綿法に基づく事前調査のアスベスト分析マニュアル』（厚生労働省）に基づき実施すること。

第 3 章 提 出 書 類

(緊急時連絡体制表)

第 8 条 契約後14日以内に事故、故障、災害発生時の連絡系統図、報告方法を記載した緊急時連絡体制表を1部提出すること。

(現場責任者届の提出)

第 9 条 受託者は、あらかじめ現場責任者の氏名及び経歴を監督員に通知すること。

(成果物の提出)

第 10 条 報告書の提出は下記項目による。

- (1) 作業前に実施工程表（計画）及び作業後に同じく実施工程表（結果）を提出すること。
- (2) 受託者は、調査終了後、速やかに次の分析結果報告書と作業報告書を提出すること。
 - ・偏光顕微鏡法の結果（推定アスベスト質量分率等）
 - ・偏光顕微鏡法及び分散染色法での検体写真
 - ・検体採取状況写真
- (3) 報告書には、作業日・開始終了時間・作業従事者全員の氏名及び作業内容を記載し、作業状況がわかる写真を添付すること。
- (4) 分析結果報告書は、2部提出すること。

第 4 章 そ の 他

(作業の打合せ)

- 第 11 条 受託者は、業務の実施に当たり、作業前に監督員と十分な打合せを行い、施設の運転及び機能に支障を与えないようにすること。
- 2 受託者は、打合せに際し必要な書類を提出し、これに基づいて作業を行うものとする。
 - 3 作業中等に当初の予定が変更されるなどした場合は、速やかに議事録を作成し、1部提出すること。

(安全管理)

- 第 12 条 受託者は、作業の実施に当たり、KY活動の実施及び関係法令を遵守するとともに安全に十分注意すること。特に、酸素欠乏危険作業である場所は、局が設けている「酸素欠乏症等防止マニュアル」に準ずるなど、測定・記録等の必要な措置をとること。
- 2 高所作業の際には、落下や転落に注意し、必要な措置をとること。
むやみに覆蓋等に乗って作業を行わないこと。
 - 3 安全作業、作業内容の把握に努め、監督員の指示を確認したのち作業を行うこと。

(疑義の解釈)

第 13 条 本特記仕様書に疑義が生じた場合は、双方協議のうえ決定する。

(破損時の対応)

第 14 条 受託者は、作業に伴って当施設を損壊させた場合又はそれらの連絡を受けた場合には、速やかに監督員と相互協議のうえ、適切な処置又は修理を行うこと。

(費用の負担)

第 15 条 前条に基づく作業により発生した費用は、特別な場合を除き全て受託者の負担とする。

(グリーン物品購入及び環境配慮関係)

第 16 条 この業務を施行するにあたって、仕様書でグリーン物品購入の指示がある場合は、横須賀市グリーン購入基本指針及び調達方針に基づく環境物品等を納入すること。また、仕様書で特に指示がない場合で委託代金に物品等の購入経費が含まれている場合は、できるだけこの方針に基づく環境物品等の調達をお願いします。

(上記方針については、本市のホームページ「よこすかのグリーン購入」参照)

2 本市は、独自の環境マネジメントシステム (YES) により事務事業の環境負荷低減に努めているので、受託者においてもできる限り環境に配慮して業務を執行するようお願いします。